

学外研修（インターンシップ）規程

趣 旨

第 1 条

この規程は、インターンシップ（以下「学外研修」という。）に関し、必要な事項を定める。

学外研修協力機関等

第 2 条

学生が学外研修を履修するための国若しくは地方公共団体等の機関又は企業等（以下「学外研修協力機関等」という。）は、インターンシップ委員会の議を経て、学長が選定する。

学外研修の授業科目

第 3 条

学外研修の授業科目は、学外研修協力機関等の先で実施するものとする。

学外研修参加申込書及び誓約書

第 4 条

学外研修の授業科目を履修する学生（以下「学外研修学生」という。）は、学外研修参加申込書及び誓約書を学長を経て、学外研修協力機関等に提出しなければならない。

2 前項の学外研修参加申込書及び誓約書は、学外研修協力機関等所定のもので代えることができる。

学外研修の履修

第 5 条

学外研修学生は、学外研修協力機関等の定める諸規則及び学外研修指導責任者（学外研修協力機関等における学外研修指導責任者で、学長が委嘱する者をいう。以下同じ。）の指示に従って、学外研修の授業を履修しなければならない。

異動報告

第 6 条

学外研修学生は、学外研修期間中に学外研修協力機関等の研修場所に異動が生じたときは、所属学科の学外研修指導教員（以下「指導教員」という。）に異動の報告をしなければならない。

学外研修報告書

第 7 条

学外研修学生は、学外研修が終了したとき、学外研修指導責任者の認印を得て、指導教員に学外研修報告書を提出しなければならない。

学外研修時間

第 8 条

学外研修時間は、学外研修協力機関等において定める時間、又は学外研修指導責任者の定める時間とする。

遅参、早退等する場合の手続き

第 9 条

学外研修学生は、学外研修の時間に遅参、早退等する場合は、事前に学外研修指導責任者の承認を得なければならない。

休む場合の手続き

第 10 条

学外研修学生は、自己の都合により学外研修を休む場合は、事前に学外研修指導責任者の承認を得なければならない。

休 日

第 11 条

学外研修学生の休日は、学外研修協力機関等において定める休日とする。

雑 則

第 12 条

この規程に定めるものの他、学外研修に関し必要な事項は、別に定める。

付 則

この規程は、平成 12 年 4 月 1 日から施行する。